

(別紙2)

認容額一覧表

相手方	金額
補助参加人自由民主党	113万2634円
補助参加人斎藤	66万1134円
補助参加人加藤	89万8533円
補助参加人菅原	36万7500円
補助参加人やしろ	106万4218円
補助参加人鈴木	51万3920円
補助参加人伊藤	0円
補助参加人赤間	0円
補助参加人佐藤	76万8086円
補助参加人野田	67万7250円
補助参加人田村	28万5000円
補助参加人菊地	106万4634円
補助参加人市民フォーラム仙台	1225万0450円
補助参加人復興仙台	753万7174円
補助参加人公明党	602万9730円
補助参加人共産党	617万6555円
補助参加人社民党	733万4583円
補助参加人みんなの党	165万8438円
補助参加人大泉	39万3226円

(別紙3)

訴訟費用一覧表

補助参加人自由民主党の補助参加によって生じた費用	補助参加人自由民主党の負担とする。	
補助参加人斎藤の補助参加によって生じた費用	補助参加人斎藤の負担とする。	
補助参加人加藤の補助参加によって生じた費用	原告10分の1	補助参加人加藤10分の9
補助参加人菅原の補助参加によって生じた費用	原告5分の1	補助参加人菅原5分の4
補助参加人やしろの補助参加によって生じた費用	原告5分の2	補助参加人やしろ5分の3
補助参加人鈴木の補助参加によって生じた費用	原告5分の2	補助参加人鈴木5分の3
補助参加人伊藤の補助参加によって生じた費用	原告の負担とする。	
補助参加人赤間の補助参加によって生じた費用	原告の負担とする。	
補助参加人佐藤の補助参加によって生じた費用	原告10分の1	補助参加人佐藤10分の9
補助参加人野田の補助参加によって生じた費用	補助参加人野田の負担とする。	
補助参加人田村の補助参加によって生じた費用	補助参加人田村の負担とする。	
補助参加人菊地の補助参加によ	原告10分の3	補助参加人菊地10分

って生じた費用		の7
補助参加人市民フォーラム仙台の補助参加によって生じた費用	原告10分の1	補助参加人市民フォーラム仙台10分の9
補助参加人復興仙台の補助参加によって生じた費用	原告10分の3	補助参加人復興仙台10分の7
補助参加人公明党の補助参加によって生じた費用	原告5分の1	補助参加人公明党5分の4
補助参加人日本共産党の補助参加によって生じた費用	補助参加人日本共産党の負担とする。	
補助参加人社民党の補助参加によって生じた費用	原告10分の1	補助参加人社民党10分の9
補助参加人みんなの党の補助参加によって生じた費用	原告10分の3	補助参加人みんなの党10分の7
補助参加人大泉の補助参加によって生じた費用	原告5分の3	補助参加人大泉5分の2
その余の訴訟費用	原告10分の2	被告10分の8

(別紙 4)

関連法令等の定め

- 1 地方自治法（平成 24 年法律第 72 号による改正前のもの。）
 - (1) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（100 条 14 項）。
 - (2) 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（100 条 15 項）。
- 2 仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。平成 25 年仙台市条例第 1 号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）
 - (1) この条例は、法の規定に基づき、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする（1 条）。
 - (2) 政務調査費は、市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条 2 項の規定により政務調査費全額を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する（2 条）。
 - (3) 政務調査費は、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとし、その額は各四半期の初日における会派の所属議員数に 35 万円及び各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。ただし、四半期中途において議員の任期が満了するときは、任期の満了する日の属する月までの月

数分を交付する（3条）。

- (4) 政務調査費の交付を受けた会派が各四半期中途において解散したときは、当該解散した日の属する月の翌月の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付した額を返還させるものとする。議会の解散があつたときも、また同様とする（4条2項）。
- (5) 会派は、規則で定める用途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費（市政に関する調査研究活動に資するための必要な経費をいう。）以外に充ててはならない（5条）。
- (6) 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、当該政務調査費に係る収入額及び支出額を記載した報告書を作成しなければならない（10条1項）。

前項の支出額は、実費によるものとする。ただし、これにより難いときは、別に定める方法により算定した額によることができる（10条2項）。

第1項の会派の代表者及び交付対象議員は、収支報告書を、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月15日までに議長に提出しなければならない（10条3項）。

第3項、第5項又は前項の規定により提出する収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し及び調査研究活動の概要を記載した調査研究活動報告書を添付しなければならない（10条7項）。

- (7) この条例の施行に関し必要な事項は、議長又は市長が定める（13条）。

3 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年仙台市規則第32号。平成25年仙台市規則第5号による改正前のもの。以下「本件規則」という。）

- (1) この規則は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする（1条）。
- (2) 本件条例5条に規定する用途基準は、次の各号に定める項目ごとに当該各号に定めるところによる（2条）。

- ア 調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費（1号）
- イ 研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費（2号）
- ウ 会議費 各種会議に要する経費（3号）
- エ 資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費（4号）
- オ 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（5号）
- カ 広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費（6号）
- キ 人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費（7号）
- ク 事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費（8号）
- ケ 事務費 調査研究活動に要する事務経費（9号）
- コ その他の経費 前各号に掲げるもののほか調査研究活動に要する経費（10号）

4 仙台市政務調査費の交付に関する要綱（平成13年3月27日議長決裁。平成25年3月1日議長決裁による改正前のもの。以下「本件要綱」という。）

- (1) この要綱は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする（1条）。
- (2) 政務調査費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない（2条）。

- ア 交際費（1号）
- イ 政党本来の活動に要する経費（2号）
- ウ 会議に伴う食事以外の飲食及び遊興に要する経費（3号）
- エ レクリエーション等の経費（4号）
- オ 選挙活動に要する経費（5号）
- カ 後援会活動に要する経費（6号）

キ その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの（7号）

(3) 調査研究活動に要する旅費は、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和31年仙台市条例第35号。以下「特別職給与条例」という。）に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない（7条1項）。

(4) 本件規則2条各号に掲げる費用について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には、按分の割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とすることができる（8条）。

5 仙台市の政務調査費取扱い手引書（仙台市議会平成20年4月制定，平成23年8月26日改訂。以下「本件手引書」という。）

(1) 政務調査費支出の原則（3章1項）

会派及び議員は、規則で定める用途基準に従って政務調査費を支出しなければなりません。（条例第5条）

用途基準の項目、内容については、下表のとおりです。（規則第2条）

（表省略）

(2) 政務調査費執行の原則（3章2項）

ア 調査研究の目的が市政に関するものであること。

政務調査費は、市政に関する調査研究活動（以下「政務調査活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、会派及び交付対象議員に交付されるものです。

イ 政務調査活動に合理性と必要性があること。

調査研究の目的を十分に踏まえ、活動の内容に合理性と必要性が求められます。

ウ 政務調査活動に要した金額や経費負担のあり方に妥当性があること。

支出金額が、社会通念上、相当と認められる範囲内であることが必要です。

エ 政務調査費の執行について、適正な手続きがなされていること。

政務調査費の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、透明性を確保できるよう適正な手続きが必要です。

オ 支出について説明ができるよう書類等が整備されていること。

議長は、提出された収支報告書等の内容を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び交付対象議員に対し、証拠書類等の資料の提出を求めることができます。

(3) 実費弁償の原則（3章3項）

調査研究活動に要した費用は、実費が原則です。

(4) 按分による支出の指針（3章4項）

会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも、政党活動、後援会活動等と多面的であり、これらの活動を必ずしも明確に区分できるとは限りません。

その場合には、実態に合った（政務調査活動に要した部分の時間割合など、実績や実情を考慮した）按分による算定方法を用います。

しかし、その方法により難しい場合は、按分の割合を1/2を上限として計算した額を支出額とします。

また、按分を行った場合で、その按分率が1/2を超える場合はその理由を記載します。

(5) 旅費の取扱い（3章5項）

調査研究活動に要する旅費の支出にあたっては、「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」に基づき支出する場合の金額を上限とします。

なお、視察調査等の旅費の支出は、支出総額を1件とし、政務調査費支払証明書（以下「支払証明書」という。）で対応できるものとします。

6 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭

和 31 年仙台市条例第 35 号。以下「特別職給与条例」という。）

市議会議員の内国旅行の旅費又は費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例の市長等の例による（2 条 1 号，14 条 1 項）。

7 職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年仙台市条例第 32 号。平成 25 年仙台市条例第 49 号による改正前のもの。以下「旅費条例」という。）

(1) 職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する（3 条 1 項）。

(2) 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする（6 条 1 項）。

ア 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する（6 条 2 項）。

内国旅行に係る鉄道賃の額は、次の各号に定めるところによる（附則 9 項）。

(ア) 旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃（同項 1 号）

a 市長等の職務にある者については、上級の運賃（同号イ）

b 同号ロ省略

(イ) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃（同項 2 号）

(ウ) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金（同項 3 号）

a 第 1 号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金（同号イ）

b 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金（同号ロ）

(エ) 第 2 号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するも

のによる旅行の場合には、次に規定する運賃等（同項4号）

- a 市長等の職務にある者については、第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金（同号イ）
- b 同号ロ省略

(オ) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃等（同項5号）

- a 市長等の職務にある者については、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号イに規定する特別車両料金のほか、座席指定料金（同号イ）
- b 同号ロ省略

イ 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する（6条4項）。

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による（17条）。

ウ 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する（6条5項）。

車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による（18条1項）。

エ 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する（6条6項）。

市長等の内国旅行の日当は、一日につき3300円とする（19条1項、別表第一の一）。

オ 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する（6条7項）。

市長等の内国旅行の宿泊料は、一夜につき、甲地方は1万6500円、乙地方は1万4900円とする（20条1項、別表第一の一）。

(3) 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する（7条本文）。

(4) 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書及び必要な添付書類を当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない（13条1項前段）。

概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない（13条2項）。

当該旅費の支出又は支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない（13条3項）。

以上